

グループ通算制度の承認の申請書

e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）

※ 整 理 番 号

※通算グループ整理番号

親

税務署受付印

3
通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	通算 予 定 法 人 （ 申 請 法 人 ）	通算 親 法 人 と な る 法 人	納 税 地	〒
			(フリガナ)	電話 ()
			法 人 名 等	
			法 人 番 号	
			(フリガナ)	
			代 表 者 氏 名	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円		
主 要 株 主 等 の 状 況	付表 1（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）のとお			
通算子法人となる法人		申請・届出書(次葉)のとお (子法人数 法人)		

法人税法第 64 条の 9 第 1 項の規定に基づき、通算親法人となる法人の 自 令 和 年 月 日 事業年
至 令 和 年 月 日

度を最初の通算事業年度として、グループ通算制度の承認を受けたいので、同条第 2 項の規定により申請します。

なお、この申請が承認された場合は、通算親法人及び通算子法人について、法人税法第 75 条の 4 第 1 項、地方
法人税法第 19 条の 3 第 1 項及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置
法第 27 条第 1 項に規定する特定法人に該当し、納税申告書について e-Tax による申告を行う必要があるので届け
出ます。

- 1 通算親法人となる法人が、法人税法第 64 条の 10 第 1 項の取りやめの承認を受けたことがある法人、同法第 127
条第 2 項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けたことがある法人又は同法第 128 条の規定により
青色申告の取りやめの届出書を提出したことがある法人である場合には、当該取りやめの承認を受けた日、当該
通知を受けた日又は当該届出書を提出した日

通算親法人となる法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下において「令和 2 年
改正法」という。）による改正前（以下において「令和 2 年改正前」という。）の法人税法第 4 条の 5 第 1 項の承
認の取消しの処分又は同条第 3 項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分
の日又は当該承認を受けた日

通算親法人となる法人が、令和 2 年改正法附則第 29 条第 2 項の規定の適用を受けたことがある法人である場合
には、最終の連結事業年度終了の日

平成・令和 年 月 日

- 2 上記 1 の取りやめの承認を受けた日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名等 納税地

- 3 通算親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名 簿 書 類 の 称	☐ 仕 訳 帳	☐ 売 掛 金 元 帳	☐ 売 上 伝 票	☐ 契 約 書
	☐ 総 勘 定 元 帳	☐ 買 掛 金 元 帳	☐ 仕 入 伝 票	☐ 納 品 書
	☐ 売 上 帳	☐ 棚 卸 表	☐ 振 替 伝 票	☐ 請 求 書
	☐ 仕 入 帳	☐ 貸 借 対 照 表	☐ 見 積 書	☐ 領 収 書
	☐ 現 金 出 納 帳	☐ 損 益 計 算 書	☐ 注 文 書	☐ ()
帳簿 形態			記帳 時期	

- 4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。

- ☐ 法人税法第 64 条の 9 第 7 項(通算親法人となる法人の設立事業年度等が申請特例
年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類
を提出します。

通算親法人となる法人の設立の日

令和 年 月 日

- 5 添付書類

1 出資関係図

2 グループ一覧

税 理 士 署 名

※税務署
処理欄

部 門

決 算
期

業 種
番号

番 号

入 力

備 考

通信
日付印

年 月 日

確 認

「グループ通算制度の承認の申請書」 「e-Tax による申告の特例に係る届出書」の記載要領(1) 【令和8年4月1日以後使用分】

この申請書及び届出書（以下「申請書等」といいます。）（初葉及び次葉）は、法人税法第64条の9第2項の規定によりグループ通算制度の承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

(1) 原則(法64の9②)

この申請書等は、グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の3月前の日までに、通算親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、当該通算親法人となる法人は申請書等(初葉)を、当該申請書等を提出する日における通算子法人となる法人は申請書等(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。

(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合（グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時より前に申請書等を提出する場合を除きます。）には、グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度開始の時かつ申請時において通算親法人となる法人による完全支配関係（法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限ります。以下同じです。）がある全ての通算子法人となる法人を記載してください。この場合において、当該事業年度開始の時から申請時までの間に、通算親法人となる法人との間に当該通算親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人（通算子法人となる法人）があるときは、その通算子法人となる法人については、申請書等（次葉）には記載せず、申請書等を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼 e-Tax による申告の特例に係る届出書）」を提出する必要があります。

(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法64の9⑦)

通算親法人となる法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度が次の事業年度（申請特例年度）のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる日までにこの申請書等を提出することができます。

この場合には、申請書等（初葉）の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に必要事項を記載してください。

イ 設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

ロ 設立事業年度の翌事業年度（当該設立事業年度が3月に満たない場合に限り。）……設立事業年度終了の日と当該設立事業年度の翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

(注) 設立事業年度終了の時に法人税法施行令第131条の13第1項各号に掲げるもの（法人税法第64条の11第1項に規定する時価評価資産等）を有する通算親法人となる法人（時価評価が必要な法人から除かれる法人を除きます。）は、上記ロの対象外とされています。

2 添付書類

申請書等の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。

(1) 出資関係図（通算子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

(2) グループ一覧（通算親法人となる法人及び全ての通算子法人となる法人等を記載した一覧表）

(注) 申請書等（次葉）の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

(1) 通算親法人となる法人の法人名等は申請書等（初葉）に記載し、通算子法人となる法人の法人名等は当該通算子法人となる法人ごとに申請書等（次葉）に記載してください。

(2) 申請書等（初葉）の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を記載した「付表1（通算親法人となる法人の主要株主等の状況）」を申請書等（初葉）に添付し、申請書等（次葉）の「発行済株式等の状況」欄については、必要事項を記載した「付表2（発行済株式等の状況）」を申請書等（次葉）に添付してください。

(3) 申請書等（初葉）の「1」欄及び申請書等（次葉）の「6」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。

(4) 申請書等（初葉）の「3 通算親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び申請書等（次葉）の「9 通算子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け又は保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。

また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳簿形態」欄には「帳簿記帳」若しくは「コンピュータ利用」又は「電磁的記録等」と記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」又は「10日ごと」等と記載してください。

(5) 申請書等（初葉）の「5 添付書類」欄は、この申請書等に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(6) 「税理士署名」欄は、この申請書等を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(1) みなし承認

次の区分に応じてこの申請書を提出した場合において、それぞれ次の基準日までに承認又は却下の処分がなかったときには、それぞれ次のみなし承認日において承認があったものとみなされます。

	区分	基準日	みなし承認日
①	原則	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日の前日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日
②	設立事業年度等の申請の特例（③以外）	申請書を提出した日から2月を経過する日	同左
③	設立事業年度等の申請の特例のうち、通算親法人となる法人の設立事業年度の翌事業年度を対象とするもの（当該翌事業年度開始の日が基準日より後である場合に限りです。）	申請書を提出した日から2月を経過する日	グループ通算制度の承認を受けようとする事業年度開始の日

(2) 次のイ～へのいずれかに該当する事実がある場合には、申請が却下されることがあります。

イ 通算予定法人（通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人をいいます。以下同じです。）のいずれかがその申請を行っていないこと。

ロ 申請法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること。

ハ 所得金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

ニ グループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項、第2項若しくは第3項前段、第5条各項若しくは第7条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って適正に行われることが見込まれないこと。

ホ 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること。

ヘ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

(3) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。